



宮 崎 県 公 報

平成20年4月17日(木曜日) 第1973号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
 - 民有林の保安林の指定 (8件) …… (自然環境課) 1
 - 内水面区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区… (水産政策課) 3
 - 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
 - 道路の供用の開始…………… (“) 5
 - 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 5
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (社・協・財・審課) 5

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告 (2件) …… (税務課) 5
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 6
 - 県営土地改良事業計画の策定 (2件) …… (農村整備課) 6
 - 市町村営土地改良事業の施行の同意…………… (“) 7
 - 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 7
 - 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 7
- ### 人事委員会規則
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- ### 労働委員会告示
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、関歴等の公示…………… 7

告 示

宮崎県告示第 283号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険 南郷診療所	美郷町南郷区神門1078番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成20年3月19日から平成23年3月18日まで

宮崎県告示第 284号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字川ノ口327-2、字石原バル 607、616、630-1、630-6、字蔵ノ先 655-1、655-4から655-6まで、655-14、662-2、665-6、字尾手ノ尾 701-2、701-6、712-35、723-22、724-2、字枳敷 753、字中道 817、823-1、823-3、845

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字蔵ノ先 662-2 (次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字石原バル 607 (次の図に示す部分に限る。)、616、630-1 (次の図に示す部分に限る。)、630-6、字川ノ口327-2・字蔵ノ先 655-1・655-4から655-6まで・662-2・665-6・字中道 817 (以上8筆について、次の図に示す部分に限る。)、823-1、823-3、845・字尾手ノ尾 701-2・701-6・712-35・723-22・724-2・字枳敷 753 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 285号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字方川980、981、982-1、982-2、983-1、983-3、椎葉村大字松尾字小ヶ倉1005
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字方川 980・981・982-1・983-1・字小ヶ倉1005（
 以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、字方川 9
 82-2、983-3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び
 に関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 286号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、
 次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字山
 瀬4186-2、美郷町北郷区宇納間字武田之内6541-5（次の図に
 示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字山瀬4186-2・字武田之内6541-5（以上2筆について、
 次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び
 に美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 287号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、
 次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字黒岩5434
 -2、5472
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字黒岩5434-2（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに
 綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 288号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、
 次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区田代字草木
 7026-1・字上南郷7029-1・7029-7（以上3筆について次の
 図に示す部分に限る。）、字草木7001-3、7004、7026-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び
 に美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 289号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、
 次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 南那珂郡南郷町大字中村字小浜乙
 7910-1・乙7917・字榎山乙7932・乙7956（以上4筆について次
 の図に示す部分に限る。）、字小浜乙7910-2、乙7911
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び
 に南郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 290号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字日陰山5859- 1、5859- 2、大字七ツ山字与狩内6685 (次の図に示す部分に限る。)、字二小橋6588- 7

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字日陰山5859- 1・5859- 2・字二小橋6588- 7・字与狩内6685 (以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 291号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ

口1303-94、1303- 161

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字川ノ口1303- 161 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 292号

漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第11条第 1 項の規定により、内水面区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免許予定日

平成20年 9 月 1 日

2 申請期間

平成20年 6 月 1 日から平成20年 7 月31日まで

3 免許期間

平成20年 9 月 1 日から平成25年 8 月31日まで

4 免許の内容たるべき事項及び地元地区

別表のとおり

別表

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第 1 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	児湯郡西米良 村大字越野尾 字下相見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第 101号から 173度11分、113メートルの点 イ 基点内第 101号から 234度48分、61メートルの点 ウ 基点内第 101号から 230度58分、461メートルの点 エ 基点内第 101号から 218度43分、471メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標 No.8	児湯郡 西米良村 大字越野尾
内区第 2 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	西都市大字中 尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 102号から24度、130メートルの点 イ 基点内第 102号から90度、50メートルの点 ウ 基点内第 103号から 210度、100メートルの点 エ 基点内第 103号から 302度、60メートルの点	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾

					基点内第 102号及び基点内第 103号の位置は次のとおり 基点内第 102号 西都市大字中尾字戸崎 150のイ 九州電力株式会社境界柱 354 基点内第 103号 西都市大字中尾字戸崎 151の1 九州電力株式会社電柱 969フ331	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第3号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中 尾字小崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 104号から37度34分、164メートルの点 イ 基点内第 104号から67度52分、345メートルの点 ウ 基点内第 104号から84度38分、321メートルの点 エ 基点内第 104号から73度14分、104メートルの点 基点内第 104号の位置は次のとおり 基点内第 104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深浅測定標 No.3	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第4号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中 尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 105号と基点内第 106号を結ぶ線上の基点内第 105号から 112メートルの点 イ 基点内第 105号と基点内第 106号を結ぶ線上の基点内第 106号から20メートルの点 ウ 基点内第 106号から 170度、295メートルの点 エ 基点内第 105号から 191度、355メートルの点 基点内第 105号及び基点内第 106号の位置は次のとおり 基点内第 105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱 969フ851 基点内第 106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標 No.1	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内区第5号	第1種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字中 尾字戸崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 107号から31度、260メートルの点 イ 基点内第 107号から 8度、230メートルの点 ウ 基点内第 107号と基点内第 108号を結ぶ線上の基点内第 107号から 100メートルの点 エ 基点内第 107号と基点内第 108号を結ぶ線上の基点内第 107号から 200メートルの点 基点内第 107号及び基点内第 108号の位置は次のとおり 基点内第 107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深浅測定標 No.0 基点内第 108号 西都市大字中尾字的場 九州電力株式会社電柱 994ヒ511	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾

宮崎県告示第 293号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 4 月17日から平成20年 5 月 1 日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 42地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番2地先 まで	旧	9.0 ~ 12.4	284.5
				新	9.3 ~ 51.6	246.7

宮崎県告示第 294号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 4 月17日から平成20年 5 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 42地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番2地先 まで	平成20年 4 月17日

宮崎県告示第二九九五号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年宮崎県規則第十一号）第十一条第五項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成二十年四月十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
売りさばき をする場所	人の名称	売りさばき をする場所	人の名称	
宮崎市大字 跡江二二七 〇番地	梅田学園有 限会社	宮崎市大字 跡江二二七 〇番地	宮崎梅田学 園株式会社	平成二十 年三月六 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 20年 3 月 27日	特定非営利 活動法人 スマイルら いふ	渡邊 忠秋	宮崎県串 間市寺里 一丁目 6 番地 9	この法人は、 障がい者や高齢 者が安心して・ 楽しく・生きが いを持って暮ら せる地域社会を 実現するために、 各種相談業務と グループホーム など在宅生活支 援及び就労場所 の提供等による 地域福祉サービ スを行います。 また市内及び周 辺地域に向けた 有益情報の発信 とセーフティ ネットの確立に より、すべての 人々が情報を共 有し、理解し合 うための意識高 揚へ向けた活動 を行い、もって 宮崎県内の福祉 及び保健の増進 を主とする共生 社会の構築に寄 与することを目 的とする。

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第96条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年 4 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
20ℓ券
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
E1706357からE1706443
- 4 有効期間
平成20年 2 月 1 日から平成20年 7 月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
(有)高本商店

6 紛失年月日
平成20年3月14日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類
100ℓ券
2 用途
林業等
3 記号及び番号
G1703714からG1703801

4 有効期間
平成20年2月1日から平成20年7月31日まで

5 免税証に記載した販売店の名称
（有）高本商店

6 紛失年月日
平成20年3月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ都城店
都城市上川東4丁目5949-1 外9筆
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条1丁目5-80
3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条1丁目5-80

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年11月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,171㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内西側 71台、建物敷地外北東側 11台
合計 82台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物外西南側（No.1）12台、建物外西南側（No.2）8台
合計 20台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物外東北側 31.5㎡、建物外西北側 45.5㎡
合計 77.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東北側 28.2㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
建物敷地内西側駐車場 午前9時30分～午後9時30分、
建物敷地外北東側駐車場 午前9時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地内西側駐車場西北側 1箇所（出入口）、
西側 1箇所（入口）、西南側 1箇所（出口）、
北西側 1箇所（出口）、
建物敷地外北東側駐車場南側 1箇所（出入口）

合計 5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
建物外東北側 午前6時～午後10時、
建物外西北側 午前6時～午前9時

8 届出年月日
平成20年3月31日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県
税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事
務所総務商工センター

(2) 期間
平成20年4月17日から平成20年7月17日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間
平成20年4月17日から平成20年7月17日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、冷窪地区宮土改良事業（宮崎市、ため池等整備事業（ため池））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
平成20年4月17日から平成20年5月20日まで

3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課及び高岡総合支所内

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、第2錦原地区宮土改良事業（綾町、農地保全整備事業（農地侵

食防止工事(特殊土壌対策))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年4月17日から平成20年5月20日まで

3 縦覧場所

綾町役場建設課内

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、小林市が行う土地改良事業(二原地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の施行に同意した。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 4 columns: 地区名, 市町村名, 事業名, 完了年月日. Rows include 平長谷 and 古江.

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年4月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 2 columns: 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び名称. Row for 児湯郡新富町大字日置1486番1外34筆.

人事委員会規則

職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十二号

職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員管理職手当に関する規則(昭和二十年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の研究職給料表中

Table with 4 columns: 4級, 四種, 一, 56,500円

Table with 4 columns: 4級, 四種, 一, 56,500円; 3級, 四種, 一, 47,100円

必る、同表の研究職給料表を次のとおり改める。

八 医療職給料表(三)

Table with 4 columns: 職務の級, 種別, 区分, 管理職手当の額. Rows for 6級, 三種, 二, 72,500円 and 四種, 一, 55,600円

附 則

この規則が公布の日から起し、この規則による改正後の職員管理職手当に關する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成20年4月17日

宮崎県労働委員会会長 日野 直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成20年4月3日現在)

Table with 3 columns: 氏名, 閥歴及び現職, 委嘱日. Rows include 江藤洋行, 押川利孝, 甲斐勝利, 木下清隆, 倉掛正志, 黒木康年, 黒田民子, 佐田修一, 末藤孝憲

高 藤 和 洋	県労働委員会事務局調整審査課長	平20. 4. 3
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合執行委員長	平19. 8.20
新 名 照 幸	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平19. 8.20
日 高 裕 次	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平20. 4. 3
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平19. 8.20
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平19. 8.20
村 田 綜	県労働委員会公益委員 元宮崎県企業局管理部長	平19. 8.20
山 崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平19. 8.20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会会長	平19. 8.20
吉 田 幸太郎	県労働委員会労働者委員 情報労連宮崎県協議会議長	平19. 8.20